

令和元年12月20日

保護者の皆様へ

ろっくひよこプリスクール  
園長 井草 晃

### 平成30年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

このお知らせは、「前橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第14条に基づき、お子様が本園を利用した際に、前橋市から本園に給付された1人あたりの額をお知らせするものです。この通知により、追加の給付の発生や、保育料を納めていただく請求書ではありません。

平成30年度に本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額（別紙参照）から、各保護者様から納入していただいた利用者負担額（保育料）を減じた額」となります。

具体的な額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問合せください。

（法定代理受領とは）

「子ども・子育て支援法」に基づく施設型給付等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から施設に対して直接支払いが行われています。この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます。

各月ごとの認定別・年齢別公定価格(1人あたり)

1号認定

支給月	4歳以上	3歳	満3歳
4月	82,120	88,980	88,980
5月	82,120	88,980	88,980
6月	82,120	88,980	88,980
7月	82,120	88,980	88,980
8月	82,120	88,980	88,980
9月	82,120	88,980	88,980
10月	82,120	88,980	88,980
11月	82,120	88,980	88,980
12月	82,120	88,980	88,980
1月	82,120	88,980	88,980
2月	82,120	88,980	88,980
3月	82,120	88,980	88,980

(給付対象期間H30年4月～H31年3月)

各月ごとの認定別・年齢別公定価格(1人あたり)

2・3号認定

標準時間

支給月	4歳以上	3歳	1・2歳	0歳
4月	34,060	40,790	91,230	158,590
5月	34,060	40,790	91,230	158,590
6月	34,060	40,790	91,230	158,590
7月	34,060	40,790	91,230	158,590
8月	34,060	40,790	91,230	158,590
9月	34,060	40,790	91,230	158,590
10月	34,060	40,790	91,230	158,590
11月	34,060	40,790	91,230	158,590
12月	34,060	40,790	91,230	158,590
1月	34,060	40,790	91,230	158,590
2月	34,060	40,790	91,230	158,590
3月	34,060	40,790	91,230	158,590

2・3号認定

短時間

支給月	4歳以上	3歳	1・2歳	0歳
4月	31,190	37,920	88,360	155,720
5月	31,190	37,920	88,360	155,720
6月	31,190	37,920	88,360	155,720
7月	31,190	37,920	88,360	155,720
8月	31,190	37,920	88,360	155,720
9月	31,190	37,920	88,360	155,720
10月	31,190	37,920	88,360	155,720
11月	31,190	37,920	88,360	155,720
12月	31,190	37,920	88,360	155,720
1月	31,190	37,920	88,360	155,720
2月	31,190	37,920	88,360	155,720
3月	31,190	37,920	88,360	155,720

(給付対象期間H30年4月～H31年3月)